

公募型プロポーザル実施要領
～デジタルクーポン事業実施業務～

令和7年3月
西尾市産業部商工振興課

I 実施要領の目的

デジタルクーポン事業実施業務においては、物価高騰の影響を受ける中小企業者を支援することを主な目的とし、併せて市民生活の負担を軽減し、市内経済の活性化を図ることを目的とする。

また、デジタルクーポンの利用にあたり西尾市 LINE 公式アカウントを活用するため、デジタルクーポンシステムと西尾市 LINE 公式アカウントとの円滑なシステム連携が求められるだけでなく、参加店舗、利用者双方が容易に利用できるクーポンシステムを構築する必要がある。なお、参加店舗、利用者からの問合せ対応においては、迅速かつ丁寧で適切な対応が求められることからシステムを構築する技術力だけでなく、専門的な知識、経験、実績が必要となる。

このため価格だけでなく、本業務の実施に求められる重要な要素を総合的に比較検討し、事業者を選定する必要があることから「公募型プロポーザル方式」を採用する。

本実施要領は、「公募型プロポーザル」を行ううえで必要となる事項を定めたものであり、実施要領と併せて開示する仕様書、添付資料、様式などの資料も一体として、「実施要領」と称することとする。

II 業務概要等

1 委託業務名

デジタルクーポン事業実施業務

2 目的

本事業は、物価高騰の影響を受ける中小企業者を支援することを主な目的とし、併せて市民生活の負担を軽減し、市内経済の活性化を図ることを目的とする。

3 委託業務内容

- (1) 事務局の設置
- (2) コールセンター業務
- (3) システムの構築及びデジタルクーポンの発行等
- (4) 参加店舗募集
- (5) 登録店対応
- (6) 利用者対応
- (7) データ管理
- (8) アンケート実施
- (9) 委託業務報告書等の作成・提出

4 契約期間

契約締結の日から令和7年11月28日（金）まで

5 委託料の上限額

25,472千円以内とする。（消費税及び地方消費税を含む。）

6 業務場所

西尾市全域及び受託事業者の指定する場所

7 仕様

別紙仕様書のとおり

Ⅲ 応募要領等

1 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、本委託業務を効果的かつ効率的に実施できる法人であり、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 公告日において、令和6・7年度西尾市入札参加資格者名簿（物品等）に登録され、以下の営業種目分類のいずれにも該当する者であること。
大分類「03.役務の提供等」中分類「16.その他の業務委託等」小分類「99.その他」
- (2) 民間企業、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）、その他の法人（公益法人、独立行政法人、事業協同組合等）又は法人以外の団体等（権利能力なき社団、有限責任事業組合等）であって本委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者（宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。）であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 民事再生法の規定により再生手続開始の申し立て中又は再生手続中でないこと。
- (5) 会社更生法の規定による更生手続開始の申し立て中又は更生手続中でないこと。
- (6) 西尾市競争入札参加停止措置要綱に規定する入札参加停止措置を受けていないこと。
- (7) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (8) 西尾市が行う調達契約からの暴力団排除に関する要綱による排除措置を受けていないこと。

2 スケジュール

1	公募型プロポーザル実施要領の交付（西尾市のホームページに掲載する）	4月1日（火）
2	事業実施に係る質問受付期日	4月21日（月）
3	質問回答期日	4月22日（火）
4	参加申込書の提出期日	4月28日（月）
5	企画提案書の提出期日	5月9日（金）
6	企画提案書プレゼンテーションの開催	5月15日（木）
7	審査結果通知（予定）	5月16日（金）
8	契約締結日（予定）	5月21日（水）

3 実施要領に関する説明会

事前説明会は開催しない。質問等がある場合は、質問受付期間内に質問書を提出すること。

4 参加手続き等

(1)公募型プロポーザル実施要領の交付

公募型プロポーザル実施要領は、令和7年4月1日（火）に西尾市のホームページにて公開する。

(2)参加申込書の提出

ア 提出書類（各一部提出）

- ①参加資格申請書(様式第1号)
- ②事業者概要書(様式第3号又は任意様式)
- ③過去3年間の同種又は類似業務の受注実績(様式第4号)
- ④許認可証等の写し（必要な場合のみ）

イ 提出期限

令和7年4月28日（月）午後5時まで

ウ 提出場所

西尾市役所 産業部 商工振興課
愛知県西尾市寄住町下田22番地
西尾市役所2階 (shoko@city.nishio.lg.jp)

エ 提出方法

持参、郵送又はメールのいずれか（必着）

※持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

(3)参加資格の確認

参加申込書の提出があった事業者については、参加資格の要件を確認し、参加資格確認通知書（様式第2号）により確認結果を通知する。

(4)事業実施に係る質問受付

ア 質問受付期間

実施要領交付開始後、令和7年4月21日（月）午後5時まで

イ 質問方法

質問票（様式第5号）をメールで提出すること。なお、電子メールの件名は、「質問書（デジタルクーポン事業実施業務）」とする。

ウ Eメールアドレス

shoko@city.nishio.lg.jp

エ 回答

質問に対する回答は、令和7年4月22日（火）午後5時までに市のホームページに掲載する。また、回答書に記載した内容は、実施要領の追加又は修正として取扱うこととする。

(5)企画提案書の提出

参加資格確認通知書により、参加資格を認められた場合は、下記のとおり企画提案書等を提出することとする。

ア 提出書類

①企画提案書（様式第6号）

②実施体制(様式第7号)

③業務工程計画(様式第8号)

④見積書(様式第9号)

⑤企画概要書(様式第10号)

10部（正1部 副9部）及び上記の電子データ一式

イ 提出期限

令和7年5月9日（金）午後5時まで

ウ 提出場所

参加申込書の提出場所と同じ

エ 提出方法

持参又は郵送（必着）及びメール（shoko@city.nishio.lg.jp）

※電子データ一式については、メールにて提出すること。

※持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

オ その他

企画提案書プレゼンテーションでパソコン等の使用を希望する場合は、必ず企画提案書の提出時に申し出ること。

(6)企画提案書プレゼンテーションの開催

ア 開催日

令和7年5月15日（木）

プレゼンテーションについては、原則参加申込書の受付順に実施するものとし、日時等の詳細については、参加申込書の提出があった事業者に連絡することとする。時間・開催場所等の詳細は令和7年5月9日（金）午後5時までにメールで通知する。なお、日程の変更は不可とする。

イ 開催場所

西尾市役所 本庁舎

ウ 出席者

1社3名以内

エ 説明時間

概要説明 20 分以内、質疑 10 分程度

オ その他

企画提案書プレゼンテーションは、提出された企画提案書に基づいて行うものとし、追加資料は認めない。

5 参加辞退

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、応募者の都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面により市へ報告すること。

6 委託契約等

- (1) 市は、審査で決定した最優秀提案者と所定の手続きを経たうえで、当該業務の委託契約を締結する。
- (2) 市は、審査で決定した最優秀提案者と交渉のうえで契約が不調に終わった場合は、次点の提案者を交渉相手とする場合がある。
- (3) 契約に当たっては、契約書を交わすこととする。
- (4) 委託内容は、締結される業務委託契約書によるものとする。
- (5) 契約額は、企画提案書に記載された見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務仕様書を確定した後に決定するものとする。ただし、この場合、原則として、企画提案書に記載された見積額を超えることは認めないものとする。
- (6) 契約保証金は、西尾市契約規則（昭和 39 年西尾市規則第 29 号）第 29 条の規定により契約金額の 100 分の 10 以上を納付することとする。ただし、同規則第 31 条各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (7) 当該業務を進めるに当たり、選定された企画提案書の内容に限定されることなく、交渉相手と協議のうえで変更することができるものとする。
- (8) 成果物等については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた時には、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (9) 成果物の著作権その他権利は、市に帰属し、市が二次使用することがあるものとする。

7 その他

- (1) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- (2) 提案に要する経費は、各応募者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しないものとする。ただし、このプロポーザルに係る審査及び事務処理以外には利用しないものである。

- (4) 企画提案書等の応募書類について、西尾市情報公開条例（平成 13 年西尾市条例第 20 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示する場合がある。
- (5) 参加申込書、企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、失格とする。
- (6) 参加申込書、企画提案書等の受理後の差し替え及び追加・削除は原則として認めないものとする。
- (7) その他定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに西尾市が制定する関係条例、規則等に従うものとする。

8 連絡先

〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田 22 番地

西尾市産業部商工振興課

T E L : 0563-65-2168 (直通)

メールアドレス : shoko@city.nishio.lg.jp

IV 審査方法及び評価基準

1 委託先の選定方法等

(1) 選定方法

提出された企画提案書類のみを使用して、プレゼンテーション審査を行う。プレゼンテーションにデモ機等を使用する場合は、企画提案書の提出時に申告し、許可を得ること。なお、審査は非公開で行い、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。

応募者が1社の場合であっても、プレゼンテーションを実施するものとし、審査の結果、提案内容が審査基準を満たしていると認められた場合には、その応募者を受託候補者として選定する。

(2) 審査方法

受託候補者の選定方法は、以下のとおりとする。

- ア 各選定委員が評価した評価点の合計が高いものから順位をつけ、第1位と採点した委員を最も多く獲得した者を受託候補者、2番目に多く第1位を獲得した事業者を次点者とする。
- イ 第1位と採点した委員が同数である場合は、その者のうち第2位をより多く獲得したものを受託候補者とする。ただし、第1位の数及び第2位の数が同数であった場合は、各選定委員の評価点の合計を集計した点数が高い者を受託候補者とする。
- ウ 第1位及び第2位の数が同数並びに各選定委員の評価点の合計が同点である場合は、見積額の低い者を上位とする。ただし、見積額も同一の場合は、選定委員会の採決により選定する。
- エ 事業者が1者の場合であっても企画提案書の審査を実施し、獲得した点数の合計が著しく低い場合又は各項目において著しく低い点数がある場合を除き、この事業者を受託候補者とする。
- オ 各選定委員の平均評価点が選定委員会で定めた最低基準点（70点（総得点100点の70%））に満たない場合は、受託候補者及び次点者に選定しない。

(3) 1次審査（書類審査）

応募者数が4社を超えた場合は、事務局職員による1次審査（書類審査）を実施し、上位4社を選考する。（1次審査の順位は2次審査には関係しない。）

なお、応募者が4社以下の場合でも、提出書類に不備等があった場合又は本要領Ⅲ応募要領等1参加資格の要件を満たさない場合には失格とする。

2 審査結果

令和7年5月16日（金）にメールで通知するものとする。（予定）
なお、審査結果について異議申し立ては受け付けない。

企画提案書評価基準

1 評価項目及び配点等

評価項目	評価内容	配点
業務遂行能力 実施体制	会社概要・実施体制 ・業務遂行に必要な知識、経験、スキルを有し十分な能力がある ・業務を円滑に実施するための実施体制となっているか。 ・業務実施に必要なスキルや実務経験を持った人員が配置されているか。	15
	トラブル対応 ・利用時において想定するトラブルに対し対応できる体制がとれているか。	10
業務の処理能力 及び手法等	システム構築及びデジタルクーポンの発行等 ・利用状況を適切に管理できる提案であるか。 ・画面構成やボタン配置など見た目に工夫がされており、人為的ミスを誘発しにくい構造となっているか。 ・利用者にとって、システム起動からクーポン利用までの操作が簡易で扱いやすいものとなっているか。	20
	参加店舗募集、登録店対応及び利用者対応 ・事業者の利便性を考慮した参加店舗の受付方法であるか。 ・店舗数を最大限確保するための方法であるか。 ・登録店からの問い合わせに適切な対応が実施できる提案であるか。 ・利用者にとって、クーポンの利用がスムーズに行える周知提案であるか。	15
	データ管理 ・データを適切に管理できる提案であるか。 ・データを発注者に対して、スムーズに提出できる提案であるか。	5
	アンケート実施 ・登録店に対する効率的なアンケート方法であるか。	5
小計		70
価格点	(提案価格のうち最低価格／貴社の提案価格)×配点(20点)	20
市内企業	西尾市に本社、支店営業所等を有する者	5
業務実績	同種・類似業務の実績がある	5
小計		30
合計		100

2 配点基準

市内企業	西尾市に本社、支店営業所等を有する者	市内に本社がある	5点	5点
		市内に支店、営業所がある	3点	
		上記外で市内在住者を雇用する	2点	
		上記以外	0点	

業務実績	過去3年間における同種・類似業務の実績がある（R4～6年）	実績が3事業以上ある	5点	5点
		実績が2事業ある	3点	
		実績が1事業ある	2点	
		実績がない	0点	

その他	5段階	配点			
	優れている	20点	15点	10点	5点
	やや優れている	16点	12点	8点	4点
	標準	12点	9点	6点	3点
	やや劣っている	8点	6点	4点	2点
	劣っている	4点	3点	2点	1点